

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 417

平成19年5月7日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経	営
---	---

税務会計

中小企業にもBCP策定の動き 災害時の危機管理意識高まる

能登半島地震など自然災害に見舞われることの多い昨今の日本列島だが、企業側の危機管理意識が高まって“緊急時”の事業継続計画(BCP)策定が中小企業にも広がりつつある。

コンサルタント会社・インターリスク総研(三井住友海上火災保険系)の06年10月時点の調査では、BCP策定済みの企業は全上場企業のうち12.7%。05年春を約3ポイント上回って、策定中の企業も34.4%と約16ポイントも増えた。中小企業庁が策定のためのガイドラインをまとめ、具体例を示し普及を図っている。

某地図製作会社(東京都)は災害時の行動指針を盛り込んだBCPを作ったが、従業員20人とその家族の安否、個人情報保護、精密機器の点検、社屋の被害状況確認など5チームに分け対策に当たる。NTTグループの「災害用伝言サービス」も利用し情報収集をする。中小企業は社員数が少ないから復旧に当たるための社員確保には、まず家族の安否を基本に置いた。

また、某情報システム会社では、講師に出先まで災害時研修マニュアルを携帯させて万一に備えている。顧客の個人情報を保護して信用を維持したいと考え、顧客の安全確保を第一に掲げているためだ。

中小企業は業種や組織、規模も多様なため自社の業容に合ったBCP策定が急がれる。ただ建物の耐震対策など資金面の問題もあり、多くの中小企業で対策が遅れているのも事実である。

自社株贈与の特例は4年経過後確認 年間500万円以上の株贈与が要件

相続時精算課税制度を拡充した特定非上場株式贈与の特例の全貌が政省令で明らかになった。自社株贈与の特例は、推定相続人の一人が2007年1月1日から2008年12月31日までの間に特定同族株式等の贈与を受ける場合には、一定の要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与について相続時精算課税制度の適用を選択することができるというもの。この場合の特別控除は500万円を加算し3000万円とする。

また、オーナー経営者である親から贈与を受ける子どもが、その年中に取得をした一の特定同族法人に係る特定同族株式等の価額の合計額が500万円以上となる場合に限られる。

一定要件は、まず特例の選択時には、発行済株式等の総額(相続税評価額)が20億円未満であること、またオーナー経営者である60歳以上の親がその会社の代表者であって株式または出資の50%超、議決権の50%超を有する者であること。

さらに、特例選択後4年経過時点の確認日に受贈者が、代表者かつ株式等50%超保有、50%超の議決権を有することのすべてを満たすことを証する確認書を、確認日の翌日から2ヵ月以内に所轄税務署長に提出することが確実であると見込まれるとき、という要件がある。

確認日は、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日。確認書は、確認日において、その法人を管轄する経済産業局長が確認したことを証する書類をいう。

お断り：4月30日発行号は、ゴールデンウィーク休刊とさせていただきます。

今週のキーワード

事業継続計画

BCPはビジネス・コンティニュティ・プランで、緊急時企業存続計画ともいう。自然災害、大火災、テロ攻撃などによる損害を最小限に止め事業継続のための方法、手段を取り決める計画のこと。中小企業庁は「BCP策定・運用体制」「避難計画」「従業員の緊急時の連絡先」「顧客情報保護」など6項目のガイドラインを作っている。策定・運用には基礎・初級・上級コースの3段階があり、策定企業の実状に合った計画が組めるよう指針で見本をつけ普及を急いでいる。